

2020 年 8 月 17 日
日本機械輸出組合
大 阪 支 部

1. 調査の目的

近年、国内外における製品安全意識の高まりにより、製品事故・リコールに対する企業の対応に社会的な注目が集まるとともに、海外当局においても企業の製品事故・リコール対応に関心を強めている。グローバル企業は従来以上に関連法令上の要求事項や手続き等に十分な注意を払うとともに、予め対応を検討しておくことが望まれる。

本調査では、組合員企業の欧州・北米における製品事故・リコールへの実務対応のため、各国における関連制度、手続き、罰則規定、最近の事例等を調査し、組合員企業における製品事故・リコール対応の資とする。

2. 調査内容

以下について情報収集し、企業の留意点について分析、解説する。

(1) 欧州における製品事故報告、リコール

- ・ EU における欠陥製品の報告義務、リコール制度の枠組み
- ・ EU 主要加盟国における欠陥製品の報告義務、リコール制度概要
調査項目：根拠法（国内法）、報告先当局、報告手続き、罰則等
調査対象国（例）：ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、イギリスなど

(2) 米国における製品事故報告、リコール

- ・ CPSC（消費者製品安全委員会）への製品事故報告、リコール手続き等
- ・ 注目すべき罰則事例

(3) カナダにおける製品事故報告、リコール

- ・ 消費者用製品の事故報告義務、リコールに関する制度
調査項目：根拠法、報告手続き概要、報告フォーム、文書保管・開示義務等

3. 調査の報告

「海外 PL 委員会」（組合員企業の実務者で構成。オンラインまたは大阪開催）において報告会を実施する。

4. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容（企画案）が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

5. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 2,500,000 円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から 2021 年 3 月 15 日まで
- ・ 提出物 : 調査報告書
(基本的に電子データで提供)

6. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

7. 公募期間

2020 年 8 月 17 日～8 月 21 日 (期限内に必着のこと)

8. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

9. 審査結果

2020 年 8 月末に HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

10. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒541-0054 大阪府中央区南本町 3-6-14 イトウビル 3 階

担当:大阪支部 宮脇 美哉

E メール:(miyawaki@jmcti.or.jp)

TEL:06-6252-5781

FAX:06-6245-6343

以 上